

自治体政策・条例化研究会

「都市農業推進政策」検討チーム・報告提案書

都市農業の振興により農業・農地を守り育む

「地場農産物の学校給食への供給拡大」を主な提案として

2020年10月28日

はじめに

農業・農地は、農産物を育み生産することの他に、「農業・農村の有する多面的機能」と言われ・洪水防止機能、・土砂崩壊防止機能、・土壌浸食(流出)機能、・河川流況安定・地下水かん養機能、・水質浄化機能、・有機性廃棄物分解機能、・大気調整機能、・資源の過剰な集積・収奪防止機能、・生物多様性を保全する機能、・土地空間を保全する機能、・社会を振興する機能、・伝統文化を保全する機能、・人間性を回復する機能、・人間を教育する機能、といった、様々な機能を有し、多くのめぐみをもたらした私たちの生活にとっても重要な役割を担っています。

しかし、35年ほど前の1985年に全国で約5,379,000haあった農地が4,420,000ha(2018年)と約20%減少し、東京都においては12,500ha(1985年)あった農地が6,790ha(2018年)と50%近くまで減少しています。農家戸数も26,568戸(1985年)が11,222戸(2015年)と15,000戸以上の農家が廃業しています。

都市農業についてはその重要性が指摘され、その安定的な継続を図るとともに新鮮な農産物の供給や防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市農業振興基本法が2015年に制定され、まちづくりにおける都市農業・農地の価値を見出し位置づけを明確化するとともにその取組みの促進が期待されています。

そのような中、東京の農業・農地を守ることは将来世代への責任だとの思いから、都内の農業・農地を保全しさらに推進するため、食や環境、福祉、エネルギーなど、多角的・多面的な視点から都市農業・都市農地の保全、促進のための制度やすくみづくりについて調査・研究を進め提案することを目的として「都市農業推進政策」検討チームを設置し活動してきました。

その取組みとして、「新たな法律・税制度とこれからの都市農業推進・農地の保全」をテーマに前一般社団法人東京都農業会議職員の北沢俊春さんからお話しを伺い、生活クラブ農園・あきる野の見学と東京都立あきる野学園、NPO法人あきる野市障がい者就労・生活支援センターあすくの関係者からお話しを伺い、小平市の担当者から学校給食における地場農産物利用促進についてお話しを伺うとともに農地の見学と生産者のお話しを伺いました。さらに、東京都産業労働局農林水産部食糧安全課の担当者から東京都での学校給食における地産地消の推進についてなどのお話しを伺いました。

以上のような取組みを通じて、農業を取り巻く課題について共有化するとともに、農業と福祉の連携のあり方や学校給食と地場農産物の活用のしくみ、東京都の役割などについて学びました。その学びから検討チームでの議論を進め「学校給食と地場農産物の活用」を主な内容として本報告提案書としてまとめました。当初予定していた課題・テーマのすべてを提示することはできませんでしたが、今後の課題として引き続き取組みが進められるよう努力し、東京の農業・農地の保全と推進に貢献できればと思います。

本検討チームの活動に際して、視察やヒアリングなどにご対応いただきました皆様に感謝申し上げます。

I 検討チームからの提案

地元産農産物の学校給食への供給拡大を都市農業振興につなげるために ～小平市と日野市などの取り組みからの提案（案）

東京都農業振興プランが「都内産農畜産物の地産地消の拡大」を掲げ、「学校給食への供給拡大」を目指しているように、農業振興計画等を策定している自治体のほとんどは、「学校給食での活用」等を掲げている。

しかし、計画は抽象的な内容にとどまっているところが多く、具体的な政策を策定しているところは少ない。本提案は、都内で最も学校給食への自給率※の向上を掲げ、取組を進めている日野市と小平市の現状を概観するとともに、地元産農産物の学校給食への供給拡大を都市農業振興につなげたいという思いから行うものである。

※自給率－自治体によって、自給率、納入率、供給率などの用語が使われており、統一されていない。

1. 小平市小学校給食地場産農産物利用促進事業などの取り組み

（小平市の学校給食については2020年2月10日、ヒアリングを行った。ヒアリングには市の産業振興課、学務課（給食担当）、JA東京むさしの担当者に出席いただいた。また当日、全量を給食野菜に供給している農家を視察し、話を伺った。以下はヒアリングと当日いただいた資料からの記述である）

小平市の取り組みの経緯は以下のとおり。

- ◇ 平成17年度 「地元野菜導入推進検討会議」（産業振興課、学務課、学校給食センター、各小学校栄養士会代表）の立ち上げ。JAや生産者とも意見交換会を開催するなど、検討を開始。
- ◇ 平成19年3月 小平市第二次都市農業基本構想策定（農業振興計画の策定により、現在の農業基本構想は振興計画を兼ねるものとなっている）。基本構想の推進を図るため、「学校給食利用促進プロジェクト」を立ち上げ、JA、商工会、学校栄養士、関係農家なども加わり、多角的な検討開始。
- ◇ 平成21年度より「小平市立小学校給食地場産農産物利用促進事業」を実施。農業予算を学校長の給食会計に補助金として交付、食育の推進と農業振興を図っている。
- ◇ 平成23年度から、地場産農産物の安定供給と配送システムの確立を目指して、「地産地消推進事業」を実施。「JA東京むさし」を補助対象として、市内農家から給食の食材を調達し、各小学校に配送する体制を整備。
- ◇ 関連事業として、市内の公立小学校全19校において、農家およびJAの協力のもと、学童農園を開設。

このような経緯の結果、現状では次のような取り組みが行われている。

■ 小学校給食地場産農産物利用促進事業（小中学校への補助事業）

○ 予算概要

補助算出基準

年度	補助率	補助限度額
2015年度～2017年度	1/5	生徒数×600円
2018年度	1/5	生徒数×500円
2019年度	1/5	生徒数×400円

○ 納入率および補助金額の推移

年度	小学校	中学校	補助金額（円）
2017年度	29.0%	30.3%	5,580,790
2018年度	29.3%	26.9%	4,818,391
2019年度			※3,870,000

※2019年度は予算額

■ 地産地消推進事業（JAへの委託事業）

○ 補助対象経費

- ① 車両リース料および燃料等維持経費
- ② 学校給食食材の配送に関わる人件費
- ③ 地産地消推進に向けたPR等事業

○ 予算額

単位：円

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
1,390,000	1,450,000	1,390,000	1,390,000	1,360,000

※配送による実績は学校給食食材の7割程度、3割は生産者により直接納入となっている。

以上のように小平市の取り組みの特徴は、市の産業振興課、学務課、学校給食センター、各小学校栄養士会代表のほか、JA、生産者との緊密な連携のもとに行われていることであり、農業予算の補助事業が実施されていることである。

また、地場産の使用品目は50品目以上にのぼるが、その中でも「重点品目」を指定していることも自給率の向上につながっていると思われる。重点13品目の自給率（納入率）は次のように非常に高い。

重点品目の納入実績（2016年度）
 （給食センター・保育園・特別支援学校ほか）

品目	使用料 kg	納入率
馬鈴薯	7, 925.8	78%
玉ねぎ	9, 498.5	82%
人参	9, 432.0	87%
キャベツ	1, 035.4	72%
ブロッコリー	781.0	79%
大根	1, 305.6	81%
白菜	3, 785.0	73%
里芋	3, 040.6	94%
長ねぎ	4, 253.8	72%
ゴボウ	881.8	75%
ホウレンソウ	3, 120.8	94%
小松菜	7, 734.3	91%
サツマイモ	3, 100.8	81%

2. 日野市における地元野菜等の学校給食供給事業の取組み

（以下は、市の都市農業振興課が作成しているパンフレット「日野市の農業－日野市の学校給食における農産物供給事業」（令和元年（2029年）12月）から記述したものである）

1) 事業の概要

① 開始年度

1983年度（昭和58年度）開始 現在38年目（全校実施は2000年度（平成12年度）より）

② 地元野菜利用校数と児童生徒数（2018年度（平成30年5月1日現在））

2018年度	2017年度
25校で13,527人	25校で13,564人
小学校 17校（児童数9,318人）	小学校 17校（児童数9,228人）
中学校 8校（生徒数4,209人）	中学校 8校（生徒数4,336人）

③ 参加農家戸数

42農家

④ 年間供給量

	2018年度（平成30年度）		2017年度（平成29年度）	
野菜等	25校	87,513 kg	25校	81,787 kg
鶏卵	25校	21,970 kg	25校	22,363 kg
りんご	25校	4,365 kg	25校	4,891 kg

※学校給食の地元農産物利用率は約29.8%（2017年度：27.2%）

※学校給食米の供給（生産者団体契約分－農協契約分は0kg）

※日野産大豆プロジェクト 収穫量：約53kg（全量学校給食へ供給）

⑤ 学校給食用野菜等供給事業補助金

児童・生徒の健康に配慮し、農薬および化学肥料の使用量を低く抑えて生産した野菜等を納入することや、清潔な物資の運搬をするための事業。

（市単独事業） 予算額 320,000円

内 容 堆肥ほか

⑦ 学校給食用野菜等供給コーディネート業務

2008年度（平成20年度）から、コーディネーター制度を導入。地区を超えた供給調整や、栄養士・農業者双方からの要望等に対応。コーディネーターは株日野市企業公社（株主は日野市）に委託（スタッフは日野市の退職職員）。

なお、当業務の委託先は、(株)日野市企業公社 委託料 808,000円

⑧ 学校給食事業支援事業

市立小中学校に給食用材料として、農業経営者自らが、児童・生徒の健康に配慮し、農薬および化学肥料の使用量を低く抑えて生産した野菜等の納入を行う事業（2019年度（令和元年度））

- ・ 運搬支援業務委託料 2,690,000円
- ・ コーディネート業務委託料 808,000円（再掲）
- ・ 育成事業補助金 320,000円（再掲）
- ・ 契約栽培支援事業補助金 4,624,000円

⑨ 児童・生徒と農家との交流

市内の小中学校では、学童農園・社会人講師・農家訪問・給食試食会など、各学校の特色を活かした交流が行われており、地域の中に根ざした生きた教材になっている。

⑩ 契約栽培品目（8品目）の供給量 2018年度（平成30年度）

ニンジン	8,612 kg	（前年度：12,007 kg）
長ネギ	7,301 kg	（同 : 8,394kg）
りんご	4,365 kg	（同 : 4,891kg）
大根	12,184 kg	（同 : 9,744kg）
キャベツ	5,281 kg	（同 : 4,950kg）
玉ネギ	6,122 kg	（同 : 8,519 kg）
ジャガイモ	14,079 kg	（同 : 14,079 kg）
小松菜	6,696 kg	（同 : 4,238kg）

学校給食地元野菜等供給品目（供給順）トップ 30

2017年度（平成29年度）単位：kg			2018年度（平成30年度）単位：kg		
1	にんじん	12,006.8	1	じゃがいも	14,079.4
2	じゃがいも	10,546.1	2	大根	12,184.2
3	大根	9,744.2	3	にんじん	8,612.4
4	玉ねぎ	8,518.5	4	長ねぎ	7,301.3
5	長ねぎ	8,394.0	5	小松菜	6,696.3
6	とうもろこし	5,886.0	6	玉ねぎ	6,121.6
7	キャベツ	4,950.0	7	とうもろこし	5,310.0
8	小松菜	4,238.0	8	キャベツ	5,281.0
9	梨	2,956.8	9	白菜	3,075.3
10	白菜	2,244.0	10	トマト	2,366.5
11	きゅうり	2,116.4	11	梨	2,361.2
12	トマト	1,874.3	12	里芋	2,235.7
13	里芋	1,743.9	13	きゅうり	2,226.8
14	さつまいも	1,492.7	14	さつまいも	1,669.3
15	米	881.0	15	米	1,349.0
16	みかん	766.5	16	ほうれん草	1,328.2
17	ほうれん草	703.6	17	かぼちゃ	922.5
18	かぼちゃ	561.1	18	ごぼう	845.6
19	トマトピューレ	414.8	19	みかん	674.6
20	とうがん	329.3	20	ナス	411.0
21	ナス	231.0	21	ぶどう	347.2
22	ぶどう	200.2	22	とうがん	229.5
23	ごぼう	150.9	23	柿	206.3
24	冷凍ブルーベリー	149.4	24	ブルーベリー	200.8
25	ブルーベリー	103.9	25	冷凍ブルーベリー	198.4
26	わけぎ	71.5	26	紫いも	163.6
27	しょうが	62.9	27	チンゲン菜	138.5
28	チンゲン菜	62.5	28	黒米	137.3
29	ピーマン	49.8	29	トマトピューレ	122.1
30	にんにく	47.4	30	わけぎ	00.0

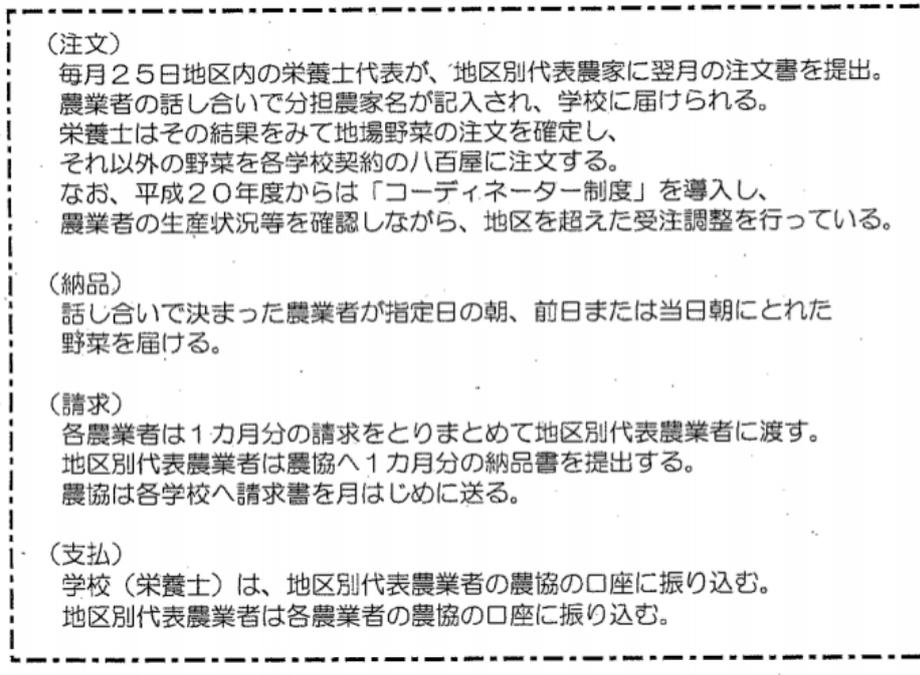
※リンゴ供給量 平成29年度 4,891 kg 平成30年度 4,365 kg
 鶏卵供給量 同 22,363kg 同 21,970kg

2) 学校給食における地元野菜の供給システム

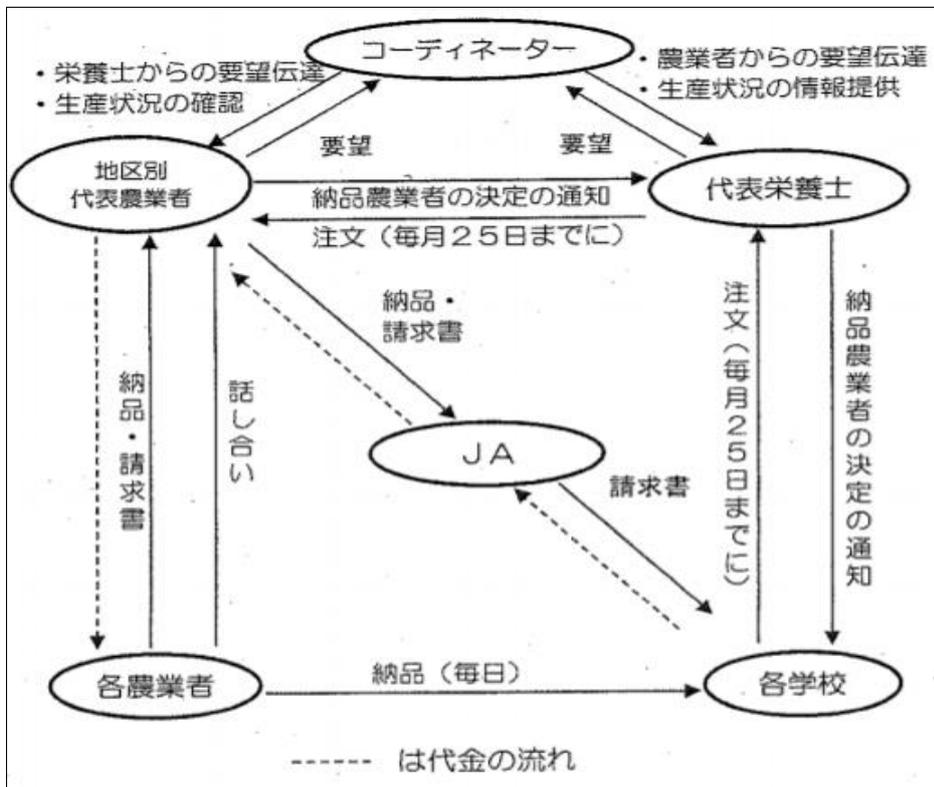
○ 地元野菜供給育成事業打合せ会議・契約 4月

年度初めに、各学校の栄養士と農業者、農協担当者、市（学校課、都市農業振興課）が集まり、取り扱う品目・納品企画等を話し合い、契約（学校長と地区別代表農業者）。

○ 毎月の流れ



○ 学校給食における地元野菜の供給システムの流れ

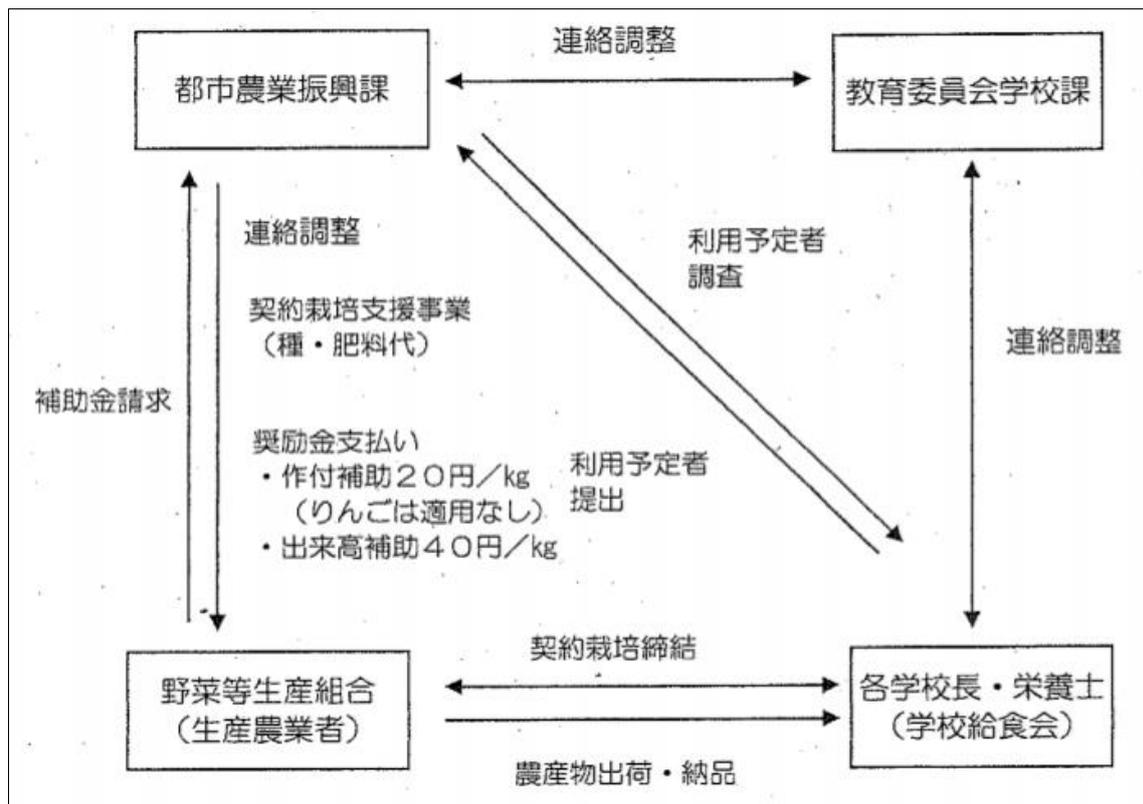


3) 学校給食における地元野菜の契約栽培システム

日野農産物の学校給食への供給量に応じて、奨励金を供給農業者に交付するシステム（事業開始：2005年度（平成17年度））

- ① 目的
学校給食野菜等の安定的供給および日野市農業の振興を図る。
- ② 契約
契約栽培品目・数量等については各学校長と地区別農業者代表で契約を締結する。
- ③ 品目
平成30年度に契約栽培を行った品目は下記の8品目。
ニンジン、長ネギ、大根、キャベツ、玉ねぎ、じゃがいも、りんご、小松菜
- ④ 価格
契約栽培の野菜価格については多摩青果の取引価格を参考に定める。
- ⑤ 予算額
平成30年度予算計上額
- ⑥ 20年度実績

P5 参照



4) 令和元年度学校給食用地元野菜等運搬支援事業（旧運搬モデル事業）

「日野市の学校給食」がテーマであった平成25年度第10回「都市農業シンポジウム」において、学校給食に地元野菜供給を継続、拡大するには、農業者の高齢化による「運搬」への負

担が大きいとの課題が指摘された。市は検討を重ね、農業者の負担軽減のため、平成 27 年度から平成 29 年 3 月まで「運搬モデル事業」を提供し、効果を得たことから、平成 30 年度からは「運搬支援事業」として引き続き行っている。

① 支援事業対象地区

平山地区の小中学校：七生緑小学校、夢が丘小学校、第三中学校、三沢中学校、七生中学校、平山中学校、平小学校

② 事業実施者

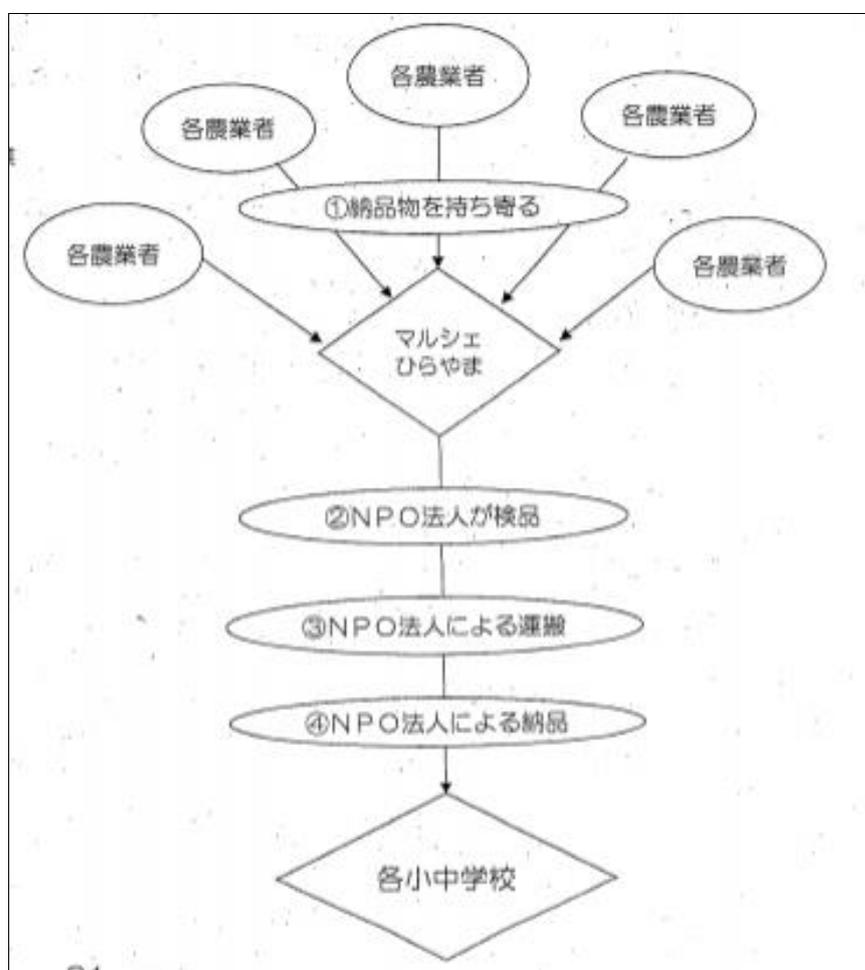
NPO 法人めぐみ※ へ委託

③ 事業実施時期

2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日 支援事業実施期間

④ 実施方法

下図のとおり



※NPOめぐみは、都市農業を守ることを目的として 2010 年 7 月に設立された。

<資料> 市の施策の中での位置づけ

- 第 3 期 日野市食育推進計画（平成 29 年 3 月策定）
- 日野市みんなですすめる食育条例（平成 21 年 4 月施行）
（関連する個別計画）
- ・ 日野市みどりの基本計画（平成 13 年）

- ・ 日野市まちづくりマスタープラン（平成 15 年）
- ・ 第 2 次日野市環境基本計画（平成 23 年）

3. 小平市と日野市の取組みの比較

課題	小平市	日野市
計画等	・都市農業基本構想(農業振興計画を兼ねる)	・食育推進計画 ・みんなですすめる食育条例
自給率※	2017 年度 小学校 29.0% 中学校 30.3% 2028 年度 小学校 29.3% 中学校 26.9%	2017 年度 小中学校 27.2% 2028 年度 小中学校 29.8%
予算措置	○小学校給食地場産農産物利用促進事業 補助金額 2017 年度 5,580,790 円 2018 年度 4,818,391 円 ○地産地消推進事業 2018 年度 1,390,000 円 2019 年度 1,360,000 円	2019 年度 ・運搬支援業務委託料 2,690,000 円 ・コーディネート業務委託料 808,000 円 ・育成事業補助金 320,000 円 ・契約栽培支援事業補助金 4,624,000 円
重点品目等	重点品目指定（10 品目）	契約栽培品目（8 品目）
連携	○市の産振興課、学務課、学校給食センター、各小学校栄養士会代表 ○J A、生産者 ○目合わせ会の実施	○地元野菜供給育成事業打合せ会議 (各学校の栄養士と農業者、農協担当者、市（学校課、都市農業振興課） ○地区別代表農業者 ○委託事業者など
その他	出荷組合をつくらない	野菜等生産組合があり、地区別代表農業者が農業者と話し合いを持つ

※条例は日野市のほか、小金井市食育推進基本条例がある。

小平市と日野市の特徴と違いを整理すると以下ようになる。

- ① 学校給食における地元の農産物供給事業は、都市農業振興計画や食育推進計画などに位置づけられている。自給率はともに 30%前後と、都内では最も高い水準にある。

- ② 予算措置は小平市が 2017 年度 6,970,790 円、2018 年度 6,178,391 円、日野市が 2019 年度 8,442,000 円とやや日野市が多い。これは、日野市が運搬支援業務を J A に委託し、小平市に比べて手厚く、コーディネート業務委託も行っていることが理由として上げられる。なお、小平市の小学校給食地場産農産物利用促進事業は、市が学校長の補助金を支出するユニークなものである。

なお小平市の予算は減少傾向にあることが懸念材料である。小平市には、引き続き地場産農産物の学校給食利用の促進を継続していくことを求めたい。

- ③ 供給する野菜等は、小平市が約 50 品目あるとされているように非常に多いが（日野市も同様だと思われる）、両市とも重点品目や契約栽培品目を設けることで、供給の安定に寄与していると思われる。

日野市が地場産の米を学校給食に供給していること（重点 8 品目には入っていないが、供給順位 15 番目と多い）、果樹（重点品目に入っているりんごをはじめ、梨、みかん、ぶどうは供給順位 30 位以内にあり、特に梨は 10 位前後と多い）を多く供給していることも特徴として上げられる。

日野市ではまた、日野産大豆を市内豆腐店の協力を得て、学校給食用の豆腐として加工している（日野市 H P）。このことも画期的な取り組みとして評価される。

- ④ 市や教育委員会の連携先は両市とも多い。ただし、小平市は J A が深く関与しているのが特徴である（J A の担当者によれば赤字覚悟だという）。また生産者組合をつくるかどうかなどの違いがある。

4. 学校給食における地元産農産物の自給率向上と都市農業振興に向けた提案

令和元年度食育推進施策（食育白書、2019 年度版、概要版）に学校給食における地場産物の使用割合に関する記述がある。

- 学校給食における 2018 年度の国産食材の使用割合は 76.0%、地場産物の使用割合は 26.0%（全国平均、食材数ベース）。
- 学校給食において地場産物が一層活用されるよう、文部科学省では、食品の生産・加工・流通等における新たな手法等の開発と全国的な普及を図る「社会的課題に対応するための学校給食の活用事業」を実施。また、農林水産省では、生産者と学校等との調整役となる地産地消コーディネーターの育成や派遣を実施。

このように、地場産農産物の自給率（利用率、使用割合）の全国平均は 2018 年度 26.0%（食材数ベース）となっている。小平市、日野市の自給率は金額ベースだと思われるので、ベースが異なるが、いずれにしても高い自給率である。この両市の取組みを踏まえて、以下東京における学校給食への地場産農産物自給率の向上と都市農業振興に向けて、何点か提案したいと思う。

(1) 地場産農産物供給と都市農業振興との関係を目的、意識的に

最初に述べたように、農業振興プランや農業振興計画等を策定している自治体のほとんどは、「学校給食での活用」等を掲げている。しかし抽象的な記述が多い。新たに農業振興計画

等を改定する場合は、地場産農産物供給が今後の都市農業の振興に寄与することを、より積極的に、目的を明確に記述すべきである。

なお日野市の「日野市みんなですすめる食育条例」や、今治市の「食と農のまちづくり条例」などによる取り組みは後述する。

(2) 地場産農産物の自給率（利用率）向上に向けた具体的目標の提示

農業振興計画等と学校給食との関係については、自給率（利用率）について具体的目標を掲げているのは日野市だけだと思われる。他は「学校への供給拡大」（東京都）というような記述にとどまる。小平市は 30%前後の自給率を達成しており、市の内部での目標は 30%としていると思われるが、農業振興計画等には具体的な記述はない。日野市の目標は 25%であるが、すでに目標を達成している。他の市区町村も具体的な達成目標を掲げ、取り組みを促進すべきである。

また食育基本法に基づいて策定されている食育推進計画（現在は第 3 次）では、【第 2 食育の推進の目標に関する事項】（目標値：平成 32 年度までの達成を目指すもの）の中に次の目標が掲げられている。

● 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加

《現状値》地場産物を使用 26.9%⇒《目標値》30%以上

《現状値》国産食材を使用 77.3%⇒《目標値》80%以上

しかし、東京都食育推進計画には学校給食における地場産物等使用の目標は設定されていない。市区町村では計画策定済みは、特別区で 22 区、市部 22 市、町村で 5 町村となっているが、自給率（利用率）を具体的に明示しているのは日野市（25%以上）で、他は「学校における地産地消の推進」（八王子市）など行政としての取り組み方針はあるものの、日野市のような具体的目標を明示しているところはないと思われる。

今後は、農業振興計画や食育推進計画などをはじめ、年間計画策定時など、学校給食に関わる関係者（団体）が計画策定の協議の場に参画するとともに、目合わせ会などを積極的に開催し、情報共有を図ることが望まれる。特に J A の関与と役割の明確化を図るべきである。

(3) 供給安定と非常時の課題

学校給食への供給安定のためには、供給価格も課題である。生産者のインセンティブが働くためには、市場価格より高めに設定する必要があるが、年間計画策定の際などに、あらかじめ協議しておくことが望ましい。なお今年、コロナ禍で趙中学校が休校になり、学校に納入できない事態が生じた。このような場合、生産者の供給（納入）意欲が減退しないような対策が必要である。

今年のコロナ禍の中で、学校の一斉休校が行われ、給食食材が大量に未利用になる事態が生じた。学校給食生産者はスーパーや直売所に販路を変えるなどの自主的な努力の他に、農水省協賛「食べて応援学校給食キャンペーン」も行われたが、都内自治体の中にもさまざまな企画が行われた。以下は一例である。

○ 都は、給食に供給予定であった野菜を、JA の支援により共同直売所等で販売した。販売量にまだ余裕のある野菜の販売を JA 東京中央会と共催で行った。

○ 江戸川区は給食用に用意していた食材を調理し、全区立小中校の児童・生徒に提供。家

庭での食事の負担を少しでも軽くしてもらおうとともに、「昼食時に学校に取りに来てもらうことで子どもたちの様子を見られたら」と区が企画した。

- (株)ライフコーポレーションは、酪農家支援として学校給食用の牛乳をライフ各店舗で販売した。

今後は、コロナ禍や大災害などの非常時に、給食用食材が未利用になった際の対応を想定しておくことも重要である。

(4) 条例の策定

食育推進施策との関係で食育（推進）条例の策定が進められていることは既述した。全国状況は以下のとおりである。

条例 Web によれば、食育推進などに関する条例(条例 Web 2020 年 7 月 14 日検索)は以下のように分類できる。

- ・ 食育会議などの設置条例 65 条例
- ・ 食育（推進）条例 15 条例
- ・ その他 2 条例 計 82 条例

都内の状況は、附属機関設置条例もふくめると、わずかに次の 3 条例のみである。

- ・ 小金井市食育推進基本条例
- ・ 日野市みんなですすめる食育条例
- ・ 墨田区附属機関の設置に関する条例（すみだ学力向上推進会議－児童・生徒の学力向上のための施策に係る検討に関すること）。

日野市と小金井市の条例を比較すれば、明らかに日野市の条例が優れていること分かる。小金井市が市などの責務が努力義務であるのに対し、日野市は義務づけしているほか、農業委員会やJAの責務も定めるとともに、「日野産野菜利用率 25 パーセントの達成」を明記していることなどである。

今後の条例策定に向けては、以下数点を提案する。

① 基本条例について

日野市には農業基本条例がある（平成 10 年 3 月 31 日制定、同年 7 月 1 日）。農業施策の基本事項には次の 9 点である、消費者と結びついた生産及び流通という施策はあるが、学校給食への地場産供給は入っていない。

(1) 農業経営の近代化、(2) 環境に配慮した農業、(3) 地域性を生かした農業生産、(4) 消費者と結びついた生産及び流通、(5) 農業用水路の継続保全、(6) 農業の担い手の確保及び育成、(7) 農業者と地域住民との交流、(8) 農地の保全、(9) 災害への対応

神奈川県は、都市農業推進条例を平成 18 年 4 月から施行しており、平成 30 年度に改正している。

なお、今治市食と農のまちづくり条例は、地産地消の推進、食育の推進などが盛り込まれた画期的な条例である（平成 19 年 4 月 1 日施行）。東京都をはじめ周辺自治体も、都市農業振興計画を推進するための基本となる条例（農業基本条例、食と農のあるまちづくり条例など）の策定を急ぐべきである。その際、学校給食への地場産供給を盛り込むことが求められる。

② 個別条例について

学校給食に直接関わる条例はいくつかの自治体にあるが、基本的には学校給食費の徴収に関したものであり、地元農産物利用等に関する条例はないと思われる。したがって、食育（推進）条例などの個別条例は学校給食に関する条文を盛り込むこと、さらに日野市条例を参考に自給率（利用率）の明記し、関係機関に対する地元産農産物利用の義務化などを条文化することを求める必要がある。

(5) 補助金の拡大

① 国に対して

農林水産省の事業に、地域の食の絆強化推進運動事業がある。しかし、委託、補助とも地産地消の優良事例を普及するコーディネーターの育成・派遣等を支援であり、民間団体が対象で金額も少ない。（全体事業は国産農産物消費拡大事業で、予算規模は4億円程度である）

<地域の食の絆強化推進運動事業> 2010年度9百万円

- 学校給食等への地場産食材の供給の取組をはじめとした地産地消の優良事例を普及するコーディネーターの育成・派遣等を支援。

国（農林水産省、文部科学省）などには、学校給食等への地場産食材の供給を直接支援する補助金制度の創設を要求したい。

② 東京都に対して

東京都は、区内で「生産者との交流の実施」を行う「学校給食における地産地消の推進」事業を行ってきたが、2020年度から「地場産農産物消費拡大支援事業」を実施する。

■ 「学校給食における地産地消の推進」事業

農地がない又は少ない区※の学校給食における地産地消を推進するため、出前授業・農作業体験等の実施に対し支援を行う。

※千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、渋谷区、豊島区、荒川区、目黒区、大田区、中野区、北区

事業内容は以下のとおり。

- 実施主体：J A 東京中央会 200万円／年

- 補助内容：生産者との交流⇒小中学校の要望を踏まえて、出前授業や収穫体験等を実施

- 期待される効果

・地産地消の拡大 ・東京産農産物、都市農業の理解促進 ・給食に携わる方や生産者への感謝の心の醸成 ・好き嫌いや給食残さ率の減少 など

<参考> J A 東京中央会独自事業（補助金なし）

学校給食への都内産農産物の導入

- ・30年度実績

新宿区・江東区 計2区36校へ約23トン供給

- ・31年度実績（12月まつ時点）

新宿区・江東区・中野区・台東区・中央区・豊島区 計6区99校へ約21トン供給

- ・令和2年度

新宿区・江東区・中野区・台東区・中央区・豊島区へ継続予定

■ 「地場産農産物消費拡大支援」事業

この事業の目的は「地場産農産物の消費拡大と販路開拓を積極的に行う区市町村に対して、経費の一部を支援することで、東京全体の地産地消が推進されることを目指す」ことであり、以下の事業を実施する。事業内容には学校給食関係も入っている。

- 1 調理体験・セミナー、生産者との交流会、マルシェ等のイベント開催
- 2 事務所の設置運営
- 3 農産物等のブランド化の推進
- 4 情報発信
- 5 生産者と飲食店等のマッチング
- 6 地場産農産物の学校給食への提供
- 7 その他、知事が必要と認める地産地消に係る取組

事業実施主体は、市区町村、民間団体（当該区市町村民を対象に活動する協同組合、非営利活動法人等の団体）となっている。民間団体に対する補助金は J A 経由。事業の実施期間は 3 年。

補助金額は以下のとおり。

- 1 年目 補助対象となる経費の 3 分の 2 以内、1 事業実施主体あたり 1000 万円まで
- 2 年目 補助対象となる経費の 2 分の 1 以内で、1 事業実施主体あたり 750 万円まで
- 3 年目 補助対象となる経費の 3 分の 1 以内で、1 事業実施主体あたり 500 万円まで

■ 課題

「地場産農産物消費拡大支援」事業は、次年度以降継続して実施すること、現在実施している区以外にも実施する必要がないか検討すること、予算の確保などが課題である。また、J A 東京中央会独自事業である「学校給食への都内産農産物の導入」は現、都からの補助金を受けない独自事業である。今後導入する区の拡大を検討しないのか、供給量の拡大はあるのかなどを考えると、都の補助金などによる支援も課題ではないかと思われる。

「地場産農産物消費拡大支援」事業は、最近の都の新規事業は 3 年時限のものが多く、当該事業も 3 年間であることである。はたしてどの程度の応募があり、どのような事業が行われるのかも問題である。今後、事業内容を検証し、事業内容の拡大、とりわけ地場産農産物の学校給食への提供に資する事業になるよう、事業の継続と改善を求めていく必要がある。

(6) 学校給食への農産物供給の広域連携

既述したように、東京都や J A 東京中央会は農地がない、または少ない区に対して出前授業・農作業体験等の実施や都内産農産物の導入を行っている。このような取り組みを踏まえて、学校給食への農産物供給の広域連携を検討することも必要だと考える。

隣同士の市区の連携、都県境を超えた連携などによって、供給する農産物の拡大が実現する可能性がある。そのためには東京都をはじめ周辺の県や J A などの協力によって、広域連携の仕組みをつくる必要がある。まずモデル事業として始めることもふくめて検討することを提案する。

(7) 低農薬・無農薬農産物の拡大

① 学校給食で使う米を全量有機栽培米に切り換えたいすみ市

日本では、低農薬・無農薬農産物の導入が外国に比べて著しく遅れている。しかし今、学校給食や有機農業に関心を持つ人々から注目されているのが千葉県いすみ市の取り組みである。それは、学校給食で使う米を全量有機栽培米に切り換えたからである。全国で給食米を全量有機米としたのはいすみ市が初である。

いすみ市の人口は約3万8千人で、2017年10月、市立の13小中学校の学校給食で使用する米を全量無農薬無化学肥料の有機米に切り換えている。いすみ市がもともと有機農業の盛んなところだったのかというと、有機稲作が始まったのは2013年と最近のことで、その4年後に学校給食を変えるところまで進んだというのだから驚きである。その経緯などは、参考資料（ブログ、市長講演資料）を参照されたい。

いすみ市農林課主査鮫田晋氏は次のように言う。

□環境と経済が両立する有機稲作

○再生産可能な価格水準

J A 農家手取り(60 kg) 有機米 20,000 円以上 慣行米 13,000 円

小売価格(精米5 kg) 有機米 3,500 円以上 慣行米 2,400 円

※慣行米－農薬・化学肥料ともに通常どおり使用されているもお

○需要は拡大傾向 食に対する安全・安心志向の高まり

太田いすみ市長は、田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト全国集会 in 川越(2017年2月)の講演のまとめを次のように締めくくっている。

◆ いすみ市の自然と共生する里づくり(まとめ)

いすみ市は有機稲作を軸に有機農業への転換をすすめています。これはいすみ市の豊かな自然環境を守り、生物多様性がもたらす恵みをきちんと受け取り、資源が循環する持続可能な地域の実現と次の世代を担う元気で健康な子どもたちを育てていくことを目標にしたまちづくりです。

いすみ市の有機稲作を軸とした有機農業への転換は、持続可能な地域の実現と次の世代を担う元気で健康な子どもたちを育てていくことを目標に、市長のリーダーシップのもとにすすめられたものである。

② 東京都では

ひるがえって、東京都では「東京都エコ農産物認証制度」が2013年(平成25年)にスタートしている。認証者は団体と個人とがあり、団体は世田谷区有機農業研究会(世田谷区)、JA東京あおばエコ農産物研究会(練馬区)、立川市エコ農産物研究会(立川市)など13団体が認証を受けている。個人は全都で多数が認証を受けている。

東京都エコ農産物とは、化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物で、化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上、50%以上、100%(不使用)の3区分で認証している。しかし、個人の認証者をみると100%(不使用)や50%はごく少数で、圧倒的に25%が多い。また生産者は、認証農産物に認証マークをつけて販売することができるとされているが、認証マークの授与は1回きりであることや、認証期限が5年であることなど、消費者に広く知られているとは言い難く、低農薬・無農薬農産物の拡大への効果のほどは分からない。



学校給食に対する地場産農産物の自給率（利用率や納入率、供給率など、呼称は統一されていない）の向上がすすめば、それにともなって都市農業の振興もすすむと考えられる。今治市やいすみ市などの先進自治体の取り組みもある。その取り組みは、市長のリーダーシップのもと、地域全体に大きな目標、目的を掲げたまちづくりの一環である。

いずれにしても、東京の多くの自治体は今後の課題である。

<参考>

- 農業振興計画等と学校給食との関係一覧（まちぼっとリサーチ掲載）
http://machi-pot.org/modules/project/uploads/20200319_shiryo.pdf
- 食育推進施策の基本的枠組みと食育（推進）条例の策定状況（まちぼっとリサーチ掲載）
<http://machi-pot.org/modules/project/uploads/20200721.pdf>
- 小金井市食育推進基本条例
<http://www10.ereikinet.jp/openserach/SrJbF01/init?jctcd=8A8016A44F&houcd=H425901010022&no=263&totalCount=369>
- 日野市みんなですすめる食育条例
https://www1.g-reiki.net/hino/reiki_honbun/f900RG00001338.html
- 今治市食と農のまちづくり条例
https://www.city.imabari.ehime.jp/reikishu/reiki_honbun/r059RG00000848.html
- 令和2年度国産農産物消費拡大事業のうち日本の食消費拡大国民運動推進事業（地域の食の絆強化推進運動事業）の公募について（国土交通省）
https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/shokusan/200205_13.html
- 地場産農産物消費拡大支援事業（東京都産業労働局）
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/shoku/chisan/jiba/>
- 東京都エコ農産物認証制度
<https://www.sangyorodo.metro.tokyo.lg.jp/norin/syoku/econosanbutu/econosanbutu.htm>
- 学校給食で地域を変える その2 ～学校給食を全量有機米に変えた千葉県いすみ市（やぎ農園ブログ）
<https://www.yaginouen.com/post/2019/05/06/%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E7%B5%A6%E9%A3%9F%E3%81%A7%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E3%82%92%E5%A4%89%E3%81%88%E3%82%8B-%E3%81%9D%E3%81%AE%EF%BC%92-%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E7%B5%A6%E9%A3%9F%E3%82%92%E5%85%A8%E9%87%8F%E6%9C%89%E6%A9%9F%E7%B1%B3%E3%81%AB%E5%A4%89%E3%81%88%E3%81%9F%E5%8D%83%E8%91%89%E7%9C%8C%E3%81%84%E3%81%99%E3%81%BF%E5%B8%82>
- いすみ市の自然と共生する里づくりと学校給食全量有機米の取組（いすみ市長 太田 洋）～田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト全国集会 in 川越 講演資料
<http://www.ramnet-j.org/tambo10/tambo/event/kawagoe/3-2-1.pdf>

II 活動報告

■ 「都市農業推進政策」検討チーム 第1回ヒアリング・報告

- ・ 日時：2019年10月7日（月）15時～17時
- ・ 会場：東京・生活者ネットワーク第1会議室
- ・ テーマ：新たな法律・税制度とこれからの都市農業推進・農地の保全
- ・ お話し：北沢 俊春 前一般社団法人東京都農業会議職員
- ・ 参加者：岩田、大江、古池、後藤、武内、小林
- ・ 依頼内容：①東京都内及びその周辺地域での農業生産・経営の変遷と現状、その課題など
②東京都農業会議の設立の経緯、目的、事業、新規就農者支援など
③都市農地、都市農業の保全・推進に向けた自治体の役割など
など
- 東京都内及びその周辺地域の農業の変遷と現状と課題
 - ・ 東京の農業産出額は、野菜、果樹ともに1985年から減少してきた。
 - ・ 野菜の作付け延べ面積は1985年以前から減少し、果樹は1985年から減少している。
 - ・ 農地面積は毎年減少しており、水田、畑、樹園地含めて7,130 ha（2015年）である。
 - ・ 生産緑地も宅地化農地も毎年減少している。1998年を100とした場合、生産緑地が約85%に、宅地化農地は約43%に減少している。
 - ・ 担い手の農家数も毎年減少しており、専業農家が約2600戸、兼業農家が約3000戸、自給的農家（耕地面積が30a未満かつ農産物販売額が50万円未満）が約5600戸（いずれも2015年）である。
 - ・ 2009年12月の農地法改正により、一般法人も農地を貸借して農業への参入が可能になり、一般法人、NPO法人の農業への参加、照会が増加している。青梅市、瑞穂町、日の出町、あきる野市、檜原村、八王子市、町田市、立川市、大島町において、20を超える一般法人やNPO法人が農業に参入している。
 - ・ 都市農業のメリットは、①販売先および販売方法が多様であること、②労働力が確保出来る、③フリースタイル農業が展開できること、などである。ただし、農地の隣接地に多くの隣人がいて、トラクター、耕運機、防除機などの機械のエンジン音は騒音となって苦情がくるため、農作業の時間帯や曜日など生産条件の制約はある。販売に関しては対面販売や販売機による個人直売所の開設、スーパー等での販売やレストラン・飲食店への納入、学校給食への提供など多様である。
- 東京農業会議について
 - ・ 1951年3月に農業委員会法が制定され、1951年9月に東京都農業委員会が発足した。1954年9月に東京都農業会議が創立され、農地保全、農業経営者支援、農業者の利益代表機関（意見の公表、諮問答申）、調査、情報収集・発信などの活動を行ってきた。（農業協同組合法の改正とともに法改正が行われ2016年4月1日より一般社団法人東京都農業会議に組織移行。）
 - ・ 新規就農者への支援も行っているが、新規就農（農地の貸借）が可能とされている市街化調整区域は、島嶼を除くと①青梅市②あきる野市③瑞穂町④日の出町⑤八王子市⑥町田市

⑦武蔵村山市の7市町のみである。

- ・ 非農家出身の新規就農者が、青梅市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・八王子市・町田市・武蔵村山市・大島町・神津島村・八丈町で40名を超える新たな農業者が農業経営基盤強化促進法による利用権※を設定して誕生している。
 - 利用権設定等促進事業：地権者と農家の貸借等を集団的に行うため、市町村が個々の権利移動を1つの計画（農地利用集積計画）にまとめ、個々の契約をとりかわすことなく、一挙に貸借等の効果を生じさせる事業です。（農水省 Web サイト）
- ・ 町田市と八王子市では、農地利用集積円滑化事業を活用して、市独自の農地バンク制度を創設し、市内の農地で新規就農希望者に利用権を設定して受け入れている。
- ※ 農地利用集積円滑化事業：市町村段階の農地利用集積円滑化団体（市町村、市町村公社、農協、土地改良区等）が、地権者から委任を受けて、代理で農家と農用地の貸借契約を締結する事業です。（農水省 Web サイト）
- ・ 新規就農者の就農支援は、電話や訪問等での照会后、相談活動を通じて経営計画の原案を作成し、都農業会議を事務局として「新規就農希望者経営計画支援会議」を関係機関で組織し、農業経営計画等のアドバイス体制を整備している。
- 都市農地、都市農業の保全・推進に向けた自治体の活動など
 - ・ 都市農地、都市農業の保全・推進に向けて、各自治体で農業振興を担当する農業主管課と「農地と人」を担当する農業委員会とが連携し、まちづくり主管課と協力のもとに進めることが必要である。
 - ・ 都市農地の保全と農業振興は意欲的な農業者が不可欠であり、認定農業者制度が推進されている。明確な目標と目的を達成するための具体的な計画を練って記すこと（経営改善改善計画）は、自らがすべきことや補助事業を有効に活用できる。東京農業の場合、農地の規模拡大よりも、農地の利用率向上により利潤を追求する経営であるため、農地集積は農業経営改善計画の達成のための一手段であって目的ではない点が、東京農業の特徴のひとつである。
 - ・ 1998年7月1日に日野市で全国初の市町村の農業条例となる「日野市農業基本条例」を制定、施行した。貿易自由化や新食糧法制定などの農業をめぐる動きの中で、新鮮で安全な農産物を提供し、農地が良好な生活環境を保全していく上で多面的で重要な役割を果たしてきており、農地・農業を永続的に育成していけるように、日野市、農業者、市民の責務を明確にし、8項目の施策を講ずることを内容としている。
 - ・ 神奈川県は、県全域で営まれる農業を都市農業として位置づけ、12の基本的施策を実施する全12条からなる「神奈川県都市農業振興条例」を2006年4月1日より施行した。
 - ・ 大阪府は、府民に新鮮で安全安心な農産物を供給するとともに、多様な公益的機能を発揮している農業を都市農業と位置づけ、農地、里山、集落及び水路、ため池等の施設が一体として存する地域を農空間とも位置づけ、府の責務、農業者・農業団体・食品事業関係者・府民の役割を明確にして、大阪府が7つの事項に関する施策を実施するという「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を2008年4月1日施行した。
 - ・ 東京都では条例制定はされなかったものの、東京都農業会議が、2008年3月と2009年3月に開催した東京都農業委員・農業者大会において、全国で初めて国に対して、都市農業保全のための法律及び制度の整備を求める「都市農業基本法（仮称）」の制定を決議した。

- ・ 今後の課題としては、「農業者の声・要望が叶った新たな制度の活用による都市農業経営」が必要であり、農業者の要望が叶った法律および税制が改正および創設された。今後は如何に活用して農業を継続するかが問われている。
- ・ 現状での農業者の声としては、「指定下限面積を 300 m²あるいは 100 m²、面積要件は不要まで下げてほしい」、「1992 年の指定から 30 年経過後の制度はどうなるのか（特定生産緑地）」など生産緑地に関係するもの、「自らが営農して期間が終生では、病気やケガをした時あるいは高齢になっても自ら営農しなければならないので心配で納税猶予制度を適用することを躊躇してしまう」、「営農困難時貸付制度ができてはいるが、要件が厳しく農地法で貸すことになるのでやりづらく、もっと貸しやすい制度にしてほしい」貸しても相続税納税猶予制度を継続出来るようにしてほしい（税制改正）」など相続税納税猶予制度に関するものなどがある。

■ 体験農園及び農福連携等に関する視察及びヒアリング・報告

- ・ 日程：2019 年 10 月 28 日（月）9 時 40 分～14 時
- ・ スケジュール：
 - 10 時 00 分～11 時 30 分 生活クラブ農園あきる野及び農業体験農園のらっこあきる野
 - 11 時 45 分～12 時 45 分 ヒアリング①（昼食含む）
 - 生活クラブ農園・あきる野 農場責任者 富澤 廉さん
 - 生活クラブ農園・あきる野農場長 岡本健一さん
 - 13 時 00 分～14 時 00 分 ヒアリング②
 - 東京都立あきる野学園 市川裕二 校長
 - 東京都立あきる野学園 石田節恵 副校長
 - NPO 法人あきる野市障がい者就労・生活支援センターあすく 原 智彦 センター長
- ・ 参加者：伊藤、古池、後藤、白井、武内、小林
- 《ヒアリング①》
 - ・ 生活クラブ東京では 2016 年 7 月に農業法人を立ち上げ、直営農業としてあきる野市洲上と下代継の 2 か所で、体験農園を 1 か所で生活クラブ農園・あきる野のとして行っている。
 - ・ 生活クラブ東京では、休耕農地を活用して、①農産物の生産と販売（登録組合員、デポー等）、②農業環境サービス（農業体験農園、交流事業）、③農の雇用（市民による農作業受託、就農希望者の研修、就農の支援、障がい者就労の支援）などにより「市民が参加して新たな農業と環境と福祉と雇用を創出する」ことを目的としている。
 - ・ 直営農場では、洲上が農業振興地域の 20a、下代継が市街化調整区域の 30a で、いずれも借用農地である。
 - ・ 洲上では春夏で 10 種、秋冬で 10 種ほど作付けしており、内藤とうがらしや拝島ねぎ、亀戸大根など固定種も行っている。下代継では春夏で 7 種、秋冬で 7 種作付けしている。
 - ・ 体験農園は 1 区画 30 m²で 26 区画あり、1 区画あたり 43,200 円の利用料（農産物代金）である。現在 25 区画利用している（要確認）。
 - ・ いずれの農場も無農薬・無化学肥料栽培を基本としており、農産物の一部はデポーに出荷

している。

- ・ 農場長が今年交代し、岡本農場長は4月から着任した。東京ネオファーマーズなどの活動を通じての紹介であった。
- ・ 25名の有償ボランティアが登録しており、時給500円で月10名程度が参加している。
- ・ 農福連携については、都立あきる野学園（特別支援学校）との連携により2019年5月から農園芸作業学習に外部専門家として参画している。学園内でのアドバイスや直営農場での農作業を実施している。（1時限8000円の報酬（謝礼））
- ・ 具体的な作業として大根などの種まき、ポップコーン用トウモロコシの脱粒作業などを行っている。

《ヒアリング②》

- ・ あきる野の地域特性として、秋川トウモロコシやのらぼう菜、秋川梨など特産品があり農地が多い一方で働き手がなく休耕地が増えている。そのような現状のなか、福祉機関等が農家に障がいのある働き手を派遣できないかとのことから都立あきる野学園の進路先として有効な資源になる可能性があることから農福連携を進めることに。
 - ・ 生活クラブが所有している農地を使用して高等部の作業学習で作業を実施。生活クラブの職員を外部専門員として招聘し、今年度前期は農園芸班へのアドバイスを実施し、後期は月2回程度の作業学習として農場を活用して授業を実施。来年度は農場で毎週の作業学習による授業の実施（デュアルシステム）予定である。
- ※ デュアルシステム：職業訓練のひとつとされており、ドイツでの取組みを参考に「日本版デュアルシステム」として実施されている事例がみられる。「学校と企業が連携してものづくりの職業人を育成することを目的として・・・長期間企業で実習することで技術の習得とともに社会人として必要なマナーや資質が身に付きます」（都立六郷高校）などとされている。
- ・ このような農福連携の取組みにより、学園を経た行先（就労先）の一つとして農業という職業が見出せればと考えている。

■ 小平市・学校給食における地場農産物利用促進に関する視察及びヒアリング報告

- ・ 日時：2020年2月10日（月）午後1時30分～3時40分

- ・ スケジュール

13時30分 ヒアリング（会場：小平ファーマーズ・マーケット会議室）

小平市地域振興部産業振興課長・農業委員会事務局長 板谷 扇一郎

小平市地域振興部産業振興課農業振興担当係長農業委員会事務局

水越 華子

小平市教育委員会教育部学務課給食担当係長管理栄養士 笹川 なぎさ

東京むさし農業協同組合小平支店指導経済課長 本多 真道

東京むさし農業協同組合小平支店指導経済課係長営農指導員

梯（かけはし） 浩和

15時15分 視察（場所：加藤さん農場（小平市小川町2丁目）

加藤芳男さん

- ・ 参加者：伊藤、岩田、大江、後藤、小林、白井、武内、苗村、(平野、山浦(小平・生活者ネットワーク))

〔小平市産業振興課〕

- ・ 小平市の学校給食は小学校では全校(19校)で単独調理(自校)方式で行っており、中学校では共同調理方式で行っている。
- ・ 小学校は19校で1回の食数10,486食、年191回、中学校8校で1回の食数4,400食、年185回行っている。
- ・ 小学校での調理は一部民間委託、中学校での調理は全て民間委託で行っている。
- ・ 地場農産物利用促進の取組みとしては、2005年度(平成17年度)に「地元野菜導入推進検討会議」を立ち上げJA生産者との意見交換も含めて検討を開始した。
- ・ 2007年(平成19年)に策定した「小平市第二次都市農業基本構想」の推進を図るため「小平市農あるまちづくり推進会議」を設置し、その活動の一環として「学校給食利用促進プロジェクト」を立ち上げ具体的な提言を行った。
- ・ 2009年度(平成21年度)から「小平市立小学校給食地場産農産物利用促進事業」が開始され、学校給食での地場産農作物の使用量に応じて市が直接学校に補助金を交付支給することにより地場農産物の利用促進を図っている。(補助金額は2018年度で4,818,391円)
- ・ 2011年度(平成23年度)からは、「地産地消推進事業」としてJAと連携し、市内農家から給食の食材を調達し、各小学校に配送する体制を整備した。(補助金額は2019年度で1,360,000円)
- ・ 2018年度(平成30年度)では小学校で29.3%、中学校で26.9%が地場農産物の納入率である。(15年前の約7倍から12倍)
- ・ 関連事業として、市内小学校19校全校において農家及びJAの協力のもとに「学童農園」を開設している。

〔教育委員会・学校給食栄養士〕

- ・ 教育委員会では、「小平市立小学校給食の基本方針」や「小平市立小学校・中学校の食育推進指針」などにもとづき、生産者との交流など食育においても効果的であることから地場農産物の利用促進に努めている。
- ・ 地場野菜の利用率は2018年度で29.3%であり、多い学校では38%(金額ベース)の学校もある。
- ・ 地場野菜の発注は、①直接学校と契約をしている農家に直接発注、②JAに発注し指定期日までにJAから栄養士に連絡、という2つの方法で行っている。
- ・ 利用率向上のため、①栄養士間での情報交換、②JA納入品目による栄養価の確保の工夫、③季節もの、旬の野菜を使用、④前年度の献立などを確認して地場産使用の献立の作成、⑤少量でも発注し多く使用する野菜はJAに発注、などの工夫を行った。
- ・ 使用品目は年間で50品目以上である。
- ・ 課題としては、急なキャンセルへの対応(発注手配や金額、八百屋さんとの調整、アレルギー対応、など)、新たな地場野菜メニューの開発などである。
- ・ 「夏野菜カレーの日(6月)」や「冬野菜煮だんごの日(12月)」などを市内の学校で一斉に実施している。

〔JA〕

- ・小平市内の農家戸数は2015年で約350戸存在しており毎年少しずつ減少している。
- ・農産物の供給としては、この間市場への納入から現地販売が増加している。
- ・小平市内の小学校児童生徒数は約1万人で、約30%の農産物の供給で年1億円弱の販売金額となる。
- ・地場農産物の利用推進、導入率アップのため、①重点品目の設定、②次期出荷状況情報の学校への提供、③品質向上のための目あわせ会の実施、④出張授業への協力、⑤栄養士会や校長会への出席、⑥半年程度前から作付けの提案、依頼、⑦出荷組合をつくらない、⑧カレーの日などイベントの提案、実施、などを行っている。
- ・学校給食への供給のメリットとしては、①買取の安心感、②安定した使用量、③価格の安定、④こどもたちの食べ残しの減少、⑤農業者のモチベーションの向上、などである。
- ・課題や大変な点としては、①栄養士の異動、②納品時間の厳守（朝7時から8時）、③欠品の不可、④学級閉鎖などによる急な数量変更等（直売所と調整）、⑤出荷の手配、請求清算などの事務作業（人材、人件費）、などである。
- ・「地産地消推進事業」による配送体制は、4名の配送パート職員を配置し1名で3～4校に配送している。（3割程度が生産者による直接納品）
- ・3パターンの配送がありそれぞれ3%、10%、13%の手数料で行っている。2019年度で136万円の補助が給付されるが経営としては厳しい状況である。こどもたちのため、地域社会への貢献として実施しているのが現状である。

〔農業者 加藤さん〕

- ・家族経営の農家で後継者あり。元々は梨の経営を行っていた。
- ・学校給食への供給は小松菜など葉物が多い。
- ・虫がつきやすく苦慮している。
- ・7時前にはJAに出荷している。
- ・きゅうりなどは1/3程度の産物に曲がりなどがあり直売所などで販売している。
- ・毎年小学校の児童生徒が農作業体験を行っている。（学童農園）

■ 東京都における学校給食における地産地消の推進等についてのヒアリング

- 日時：2020年9月15日(火)10:30～12:00
- 対応：東京都産業労働局農林水産部食糧安全課高橋課長
- コーディネート：山内れい子都議
- 参加者：岩田、大江、小林、武内、苗村

《学校給食における地産地消の推進について》

- ・農地がない又は少ない千代田区や中央区、港区など16の区を対象をとして、学校給食における地産地消を推進することを目的として、JA東京中央会を実施主体として出前授業・農作業体験等を実施している。
- ・年200万円の補助金により、小中学校の要望をふまえて出前授業や農作業体験などを実施し生産者との交流を実施している。
- ・期待される効果としては、・地産地消の拡大、・東京産農産物、都市農業の理解促進、・給食

に携わる方や生産者への感謝の気持ちの醸成、・食への関心や感謝の心の醸成、・好き嫌い
や給食残渣率の減少、・東京産農産物や郷土愛の育成、などとしている。

- ・ JA 東京中央会の独自事業（補助金なし）として学校給食への都内産農産物の導入を行って
おり、2017 年度の実績は新宿区と江東区の 2 区 36 校へ約 7 トンを供給、2018 年度では新
宿区、江東区、中野区、台東区の 4 区 84 校へ約 23 トン供給、2019 年度では新宿区、江東
区、中野区、台東区、中央区、豊島区の 6 区 99 校へ約 21 トン供給、2020 年度は新宿区、
江東区、中野区、台東区、中央区、豊島区の 6 区への供給を継続して実施予定である。

《地場産農産物消費拡大支援事業について》

- ・ 2020 年度の新規事業でその目的は「東京産農産物の地産地消を進めるためには、地域を巻
き込んだ地場農産物の販路開拓と消費拡大が必要である。こうした取組を積極的に行う区
市町村に対して、経費の一部を支援し地産地消を一層推進していく。」としている。
- ・ 事業年度は 2020 年度から 2022 年度の 3 年間で市区町村や JA、民間団体などを実施主体
として、3 年間にわたって継続して補助を行うことで事業の立ち上げから定着まで支援す
ることとされている。
- ・ 2020 年度の補助金の予算は 3000 万円で、補助金の率（上限額）は 1 年目 2/3（補助上限
額 1000 万円）、2 年目 1/2（同 750 万円）、3 年目 1/3（同 500 万円）としており、対象の
事業・経費として「調理体験・セミナーの開催」「生産者との交流会の開催」「マルシェ等
イベントの開催」や「農産物等のブランド化の推進」「生産者と飲食店等のマッチング」「事
務所の設置運営」などとしている。
- ・ 補助金の流れは、市区町村が実施主体となる場合は都から直接、JA や民間団体等が実施主
体となる場合は都から市区町村を経由して補助金が交付される。
- ・ 現在まで葛飾区や三鷹市、練馬区などの市区や JA などから問い合わせ、相談が来ており、
「エコバッグの配布」「学校給食での地場農産物の利用拡大」「マルシェ開催（拡大）」など
がその内容とのことであった。

《東京都エコ農産物認証制度》

- ・ この事業は、「東京都環境保全型農業推進基本方針」に基づき、環境保全型農業を推進する
とともに安全・安心な農産物の生産を確保して消費者に普及するため、化学合成農薬及び
化学肥料の使用を削減して栽培された農産物を認証し、安全・安心な農産物を生産する農
業者を支援し、化学合成農薬と化学肥料の使用削減による環境負荷の軽減を目指した農業
を推進する、ことを目的としている。
 - ・ 東京都エコ農産物とは「土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入し、
都の慣行使用基準から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物です。化学合成
農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上（東京エコ 25）、50%以上（東京エコ 50）、不使用
（東京エコ 100）の 3 区分で認証します。」としており、
 - ✓ 都が、認証農産物の安全性を確認し PR します。農産物の栽培状況を確認するとともに
残留農薬分析を実施して、都のホームページで情報提供
 - ✓ 生産者は、認証農産物に認証マークをつけて販売することができる
 - ✓ 都は、認証農産物の PR に努め、販路拡大のため、食品事業者や消費者へ認証マーク
と制度の周知を図る
- ことをポイントとしている。

- ・ 現在の東京都エコ農産物認証制度の登録者は 500 人ほどで、東京エコ 50 が一番多い。

《東京都 GAP》

- ・ GAP（ギャップ）とは、「Good（良い）Agricultural（農業）を Practice（実践）する」の略で、一般的には、「農業生産工程管理」と呼ばれ、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための取組とされている。
- ・ 東京都では、農林水産省の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に完全準拠した東京都GAP管理基準書を策定し、平成 30 年 4 月から「東京都GAP認証制度」を開始している。
- ・ 東京都GAP認証制度の特徴として、
 - ✓ 農作業の効率化や販売先からの信頼性の向上など、経営の改善に役立ちます
 - ✓ 東京 2020 大会への農産物の提供が可能になります
 - ✓ GAP 指導員の資格を持つ職員が、農業者の申請から認証取得までの取組をきめ細かく支援します
 - ✓ 認証審査等を都が実施し、審査期間の短縮、費用を無償にするなど、認証取得にかかる負担を軽減しますとされている。
- ・ 都内で農産物を生産する農業者等を対象者としており、対象品目は野菜、果樹、茶で、点検の内容は「食品安全」「環境保全」「労働安全」等約 90 の取組事項で構成され、都独自の取組として・周辺住宅や道路への土砂や排水の流出防止、・農作業時の騒音、土ほこり等に配慮した管理、などをあげている。認証費用は無料で有効期間は認証から 5 年間（毎年、検査と指導を実施）としており、認証取得者は毎年 GAP の研修会に参加としている。現在の登録者は 80 人ほどとのことであった。

《主な意見交換の内容》

- ・ これから益々少子化が進み、学校給食は決して消費拡大の場にはならないのではないか。生産者からすると安定した供給の場であり、その流通のしくみづくりが重要ではないか。
- ・ マルシェなどイベント志向型よりも、しくみ誘導型の支援が必要ではないか。
- ・ 東京オリンピックの開催もあり GAP の取組みに力を入れているように思うが、エコ農産物認証制度にも力を入れる必要があるのではないか。例えば認証シールが認証 1 年目しか提供されず、2 年目以降は自己負担で作成しなくてはならず、販売の場所でも目に留まる機会が非常に少ないように思う。

■ 農業公園の現状と今後の課題（タタキ台 20200312 伊藤）

1. 農業公園の定義

ウィキペディア（Wikipedia）には、次のように記されている。

『農林水産省の規定によると「農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能、農業体験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有し、農業への理解の増進や人材の確保育成を図るための公園をいう。なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む」とある。』

ただし、都市農業振興基本計画（2016年5月策定）には「農業公園」の記載は見当たらない。つまり、農林水産省は現在のところ農業公園を明確に定義しているわけではない（今後の課題は後述）。

国土交通省はどうだろうか。そこで、国土交通省都市局緑と川越市緑地公園課が検討を行った報告書を見ることにする。

※ 平成27年度 集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査 「都市公園と生産緑地の一体的利活用を通じた都市公園の再編手法調査」（川越市緑地公園活用連絡会）報告書（作成 平成28年3月 国土交通省都市局）

この報告書においても、「都市公園と生産緑地の一体的利活用」についての詳細な検討がされているものの、明確に「農業公園」という名称を冠した記述はない。

以上要するに、今日の段階で明確な定義は存在しない。たとえば明石市の「緑地の分類」においては、「都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設」として、河川緑地、港湾緑地、児童遊園などとともに農業公園があげられている。また、最も新しい農業公園として2021年2月に開設予定の府中市西府農業公園（仮称）の「府中市農業公園の整備に係る基本方針について」（2017年8月策定）は、「市民と農業とのふれあい等を目的とした公園」と位置づけている。

したがって現在のところ、農業公園の定義（目的など）は、自治体によってかなりの幅があると考えられる。都市公園として位置づけられた農業公園は、個別の農業公園の位置づけは条例上はない。そこで都市公園として位置づけられていない三鷹市の条例から、目的と事業内容のみておきたい。

○ 三鷹市農業公園条例

（目的及び設置）

市民が農業と緑について身近に学び、触れ、親しみ、相互に交流する場を提供するとともに、三鷹市における農業振興及び緑化推進の拠点として、三鷹市農業公園を設置する。

（事業）

- (1) 農作業を実習する場を市民に提供すること。
- (2) 樹木のせん定、花きの栽培等に関する技術習得の場を市民に提供すること。
- (3) 緑と触れ合い、憩う場を市民に提供すること。
- (4) 農業に関する情報収集等の場を市民に提供すること。
- (5) 農産物の生産者との交流の場を市民に提供すること。

- (6) 体験農園、市民農園等との連携により農業体験の場を市民に提供すること。
- (7) 緑化センターとの連携による緑化推進及び環境学習の場の提供に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2. 農業公園の設置状況

前記ウィキペディアには、全国各地の農業公園が紹介されている。その数 41 か所ほどであるが、東京で紹介されているのは足立区都市農業公園 1 か所のみである。次に紹介するように、現段階（府中市をふくむ）では 9 か所になるので、ウィキペディアのデータはかなり古いと思われる。しかし残念ながら、Web 検索では全国の設置数は検索できない。

都内には次の農業公園が設置されている。ただし、全国状況との比較はできない。

- ・世田谷区立喜多見農業公園（運営受託者：JA 東京中央 本店 農住支援部）
同 次大夫堀公園内里山農園（略）
同 瀬田農業公園（略）
- ・足立区都市農業公園（指定管理者：J V 体験型有機農業パークマネジメント株式会社自然教育研究センター、東武緑地株式会社）
- ・杉並区立成田西ふれあい農業公園（運営受託者：J V すぎなみ農業ふれあい村ー箱根植木株式会社、N P O 法人武蔵野ふれあい村）
- ・練馬区立土支田（どしだ）農業公園（運営受託者：株式会社小西造園土木）
- ・武蔵野市立農業ふれあい公園（運営受託者：N P O 法人武蔵野農業ふれあい村）
- ・三鷹市農業公園（指定管理者者：J A 東京むさし）
- ・くにたちはたけんぼ（運営者：N P O 法人くにたち農園の会）
- ・武蔵野市立吉祥寺東町ふれあい公園 2020 年 4 月開設
- ・府中西府農業公園（仮称） 2021 年 2 月開設予定

都内の農業公園をみると、自治体によってさまざまな意味付けが行われているように思われる。

1 つは、農業公園を都市公園（都市公園法）に位置づけるか否かである。上記の農業公園のうち、都市公園に位置づけられているのは、三鷹市農業公園である（府中西府農業公園は未定）。くにたちはたけんぼは、農地所有者から国立市が借り、さらに N P O 法人くにたち農園の会が借りて運営している農園である。

2 つは、くにたちはたけんぼを除くと、農業公園の運営者は指定管理者と業務受託者に分かれるが、業務受託者が多い。指定管理者が運営する農業公園は管理棟などの維持管理費もふくめて指定管理料が支払われる。業務受託の農業公園は、管理棟などの光熱水費は自治体が直接負担する。

3 つは、くにたちはたけんぼのユニークさである。くにたちはたけんぼは、農家＋市民＋国立市による新しい農園を標榜し、「くにたちはたけんぼ」と、田畑とつながる「子育て古民家つちのこや」を運営する。事業、イベントは多彩で来場者が多い。

3. 運営体制と管理費等

都内の農業公園を簡単に一覧にすると以下のようになる。

	面積	管理体制	管理費	条例
世田谷区立 喜多見農業公園	1,513.00 m ²	委託 JA 東京	委託料 約 1,200 万円	公園条例
次大夫堀公園内 里山農園	約 500 m ²	委託 (一財) 世田谷トラスト トまちづくり		同上
瀬田農業公園	1,647.50 m ²	委託 (一財) 世田谷トラスト トまちづくり		同上
足立区都市農業 公園	6.7ha	指定管理 J V 体験型有機農業 パーク	指定管理料 12,951 万円 管理費全体 約 15,000 万円	公園条例
成田西ふれあい 農業公園	4,437.19 m ²	委託 J V すぎなみ農業 ふれあい村	委託料 3,500 万円	公園条例
土支田農業公園	5,084.70 m ²	委託 造園業者	委託料 1,187 万円	都市公園条例
武蔵野市立農業 ふれあい公園	5,698.00 m ²	委託 N P O		公園条例
吉祥寺東町農業 公園	650.00 m ² (要確認)	委託 (2020 年 4 月開設予 定)	委託料 606 万円	公園条例
三鷹市農業公園 (緑化センター 併設)	約 6,400 m ² (要確認)	指定管理 J A 東京むさし	指定管理料	農業公園条例
くにたちはたけ んぼ		N P O の自主運営 (借地)	---	---
府中市西府農業 公園 (仮称)	3,461.00 m ²	委託 (2020 年度中に選定)	委託料 (2 か月) 120 万円	(未定)

※管理費は 2018 年度決算等を参照。喜多見農業公園は 2017 年のヒアリングの際の聞き取り。

詳しい体制は、以下の 2 つの農業公園の管理運営体制を紹介する。

■ 成田西ふれあい農業公園 面積 4437.19 m²

- ・ 管理体制 (スタッフ)
所長 1 名。副所長名

植栽管理：1名

畑管理、農業プログラム企画運営：

プロデューサー 1名

作業スタッフ 3名

プログラム講師 1名

単発イベント講師……外部専門家

(上記のうち、最低2名、平均3名が常駐)

- ・委託経費 年間3,500万円

■ 土支田農業公園 面積 別紙

- ・スタッフ

農業指導員 2名 (造園業者が以来)

農場スタッフ 基本1名 (教室開催日：3名 土日3名)

- ・委託料 H30年度 11,879,818円 (清掃料等ふくむ) 11,466,000円 (管理作業のみ)

4. 今後の課題

(1) 農業公園に明確な位置づけを

まず、農業公園に明確な位置づけを与えるべきである。国の都市農業振興基本計画は都市農業の振興について、以下のように記述している。

▽ ▽ ▹

その際、都市近郊の地方公共団体や農協の中には、食や農業をより身近に感じてもらうため、観光農園や直売所等の農業関連施設に多目的広場やレストラン等の観光関連施設を併設した複合施設を整備しているものもあり、こうした取組も参考にしつつ、都市住民が身近に農作業に親しみながら、農業について理解を深めることのできる環境づくりに努める。

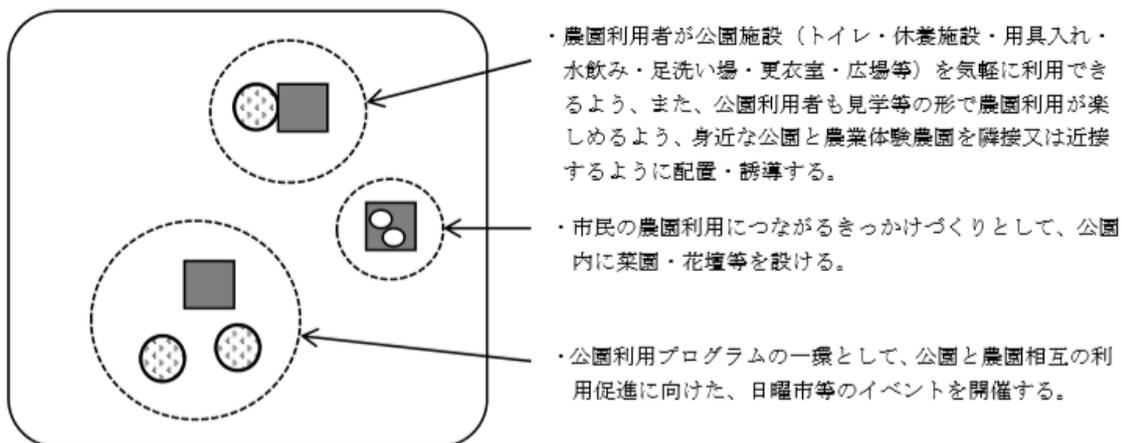
また、上記のほか、地方公共団体が行う、都市住民が農業を学ぶ拠点等としての都市公園の整備について、都市農業者の協力の下で農作業に必要となる専門的な知識や技術を学べる環境づくりを支援するとともに、その整備を一層推進するため、都市公園体系における公園としての性格や農作業に必要な公園施設の位置付けについて検討する。

△ △ △

この記述は明確に農業公園を指向しているものと解釈できるが、「検討する」ととどまっている。また先述した『集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査「都市公園と生産緑地の一体的利活用を通じた都市公園の再編手法調査」』においても、「都市公園との一体的活用に向けた取組み」を提起しているものの、「身近な公園と農業体験農園を隣接又は近接するように配置・誘導する」との提起になっている(下図の説明参照)。

【都市公園との一体的活用に向けた取組み】

身近な公園と農業体験農園はそれぞれに異なる目的と形態を持つが、同時にレクリエーション活動やコミュニティ形成等の類似する機能を持つことから、一体的活用によってその存在効果が高まるよう、次のような方策を推進する。



また「東京農業振興プラン」（計画期間は2017年度からおおむね10年間とされ、「都市農業振興基本法」における、東京都の地方計画（注）を兼ねるものとされている）では、次のように提起されている。

<農地保全に向けた新たな取組>

① 市街化区域内農地の保全

- 市街化区域内農地の貸借の促進に向けた今後の制度改正を見据え、区市町と連携しながら防災、レクリエーション、福祉・教育などの多面的機能を一層発揮させるための施設などの整備事業の充実を図り、都市農地を保全していく。
- 生産緑地の買取り後の活用方法を示すモデル農園の整備を行い、そのノウハウを区市に波及させ、自治体による生産緑地の買取りと農的利用による都市農地の保全を促進する。
- 今後の都市農地の制度改正などを見据え、生産緑地の減少抑制と新たな指定の促進に向けた実効性ある取組を検討していく。

② 市街化調整区域や農業振興地域などの保全（略）

③ 小規模農家などへの支援（略）

<多様な農作業の体験機会の充実>

① 市民農園などの整備（略）

② 学校教育との連携（略）

③ 福祉との連携（略）

このように、東京都の計画にも農業公園に関する記述はみられない。

それでは、都内の市区町村の「農業振興計画」では農業公園は位置づけられているだろうか。すでに農業公園が設置されている市区の計画は以下のように要約できる。

世田谷区 農業振興計画（2019年度から概ね10年間）

<基本方針4 農のある暮らしの充実>

（1）ライフスタイルに応じた農業体験機会の拡充

④ 農業公園運営（既存制度の継続）

- ・次大夫堀自然体験農園、瀬田農業公園分園、喜多見農業公園について、運営内容の充実

を図り、農業サポーターの育成や世田谷農業への理解促進、食農教育に資する事業を実施

(上記3農業公園のほかに、計画決定しているが未開設の農業公園が3か所ある)

足立区 あだち都市農業振興プラン (中間見直し) 2005年度～2014年度間の10年間。その後2014年に一部見直しを行った(新計画は未策定だと思われる)

<地域と共生し協働して育む農業の確立>

(3) 都市農業公園の活用 都内で数少ない農業公園であることから、関係部署と連携しながら活用を図っていきます。

杉並区 杉並区産業振興計画(2019～2021年度)

<食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、やすらぎがあるまち>

地産地消の推進と都市農地の持つ多面的機能の発揮

④農業体験事業の拡充

区民農園や農業体験農園、成田西ふれあい農業公園などでの作付段階から収穫までの農業体験や講座・イベントを通じて、区民に農業への親しみ、収穫の喜びを感じてもらえるような取組を実施します。

<農の風景育成計画書> (杉並区荻窪一丁目及び成田西二・三丁目各地内)

育成地区の概観

・地区内には生産緑地地区、宅地化農地、農業公園、区民農園等が点在し、農地が残されている地域である(以下、略)

練馬区 農業振興計画(2011年度～2020年度)

<農と触ふれあう機会を創出する>

・農業公園の整備・運営 (事業運営を継続)

農作業の実習を通して、野菜作りの体験学習を行うとともに、昔の農作業を体験できる農業公園を整備・運営する。

武蔵野市 農業振興基本計画(2016年度～2025年度)

<体験農園、市民農園、農業公園、学校農園等の推進>

農業公園は、農をテーマとした都市に潤いを与える緑の空間として市民に親しまれています。農業者としても、市民との交流を深める場として関係部署等と連携・協力していきます。

三鷹市 農業振興計画2022(第3次改定)

<市民と農とのふれあいの場の提供>

(1) 農業公園の運営

(2) 交流事業の推進

(3) 農業体験の推進

<農業公園の運営>

① 農業公園の運営・利用促進

緑化推進の拠点である農業公園の交流機能の充実を図るため、農業公園運営懇談会の開催や指定管理者による実習農園、ガーデニングエリア等における野菜づくりやガーデニングの講習会、農作物生産の実習体験などを進めます。また、農業を通じた市民同士の新たなコミュニティづくりや農業体験、教育の場づくりとなるよう活用を促進します。

国立市 第3次農業振興計画（2017年度～2026）年度までの10年間）

農業公園への具体的な言及はない。

府中市 第3次府中市農業振興計画（2015年度～2021年度）

<ふれあい農業の推進>

農業公園の開設

農業者の協力を得て行う体験講座は、その農業者の作付計画等により実施場所を毎年検討しています。同じ場所で継続的に体験講座や研修が実施できるよう、現在市の所有地になっている農地の中で農業公園の設置を進めます。設置に当たっては、市民や農業者の意見を参考にし、併せて体験講座の実施方法も検討していきます。

以上のように、農業公園を設置、運営している市区は、その農業振興計画等に農業公園が位置づけられている（国立市に具体的な言及がないのは、市内の農業公園が民設民営だからかも知れないがよく分からない）。

その中でも、農業公園の設置個所を増やしている世田谷区や、緑化推進の拠点として位置づけている三鷹市の取り組みは、農業公園未設置の自治体の参考になるともものと考えられる。今後は、「東京農業振興プラン」の改定期に向けて農業公園を位置づける取り組みや、未設置自治体の設置に向けた取り組みが必要である。また、すでに設置、運営している市区についても、その運営、とりわけ管理費に顕著に表れる人件費などに、大きな差異がみられる。経験交流の機会を持つことも重要である。

(2) 制度改革に向けて

① 国等の制度改正について

- ・ 国については、都市農業振興基本計画を改正し、農業公園を明確に位置付けることを求める。また他都市の状況は不明だが、都内自治体をみると、都市公園に位置づけることが多いことから、都市農業振興基本計画を農林水産省と国土交通省との共管にすることも課題である。

また、農業公園の開設に向けては、特に設置工事にとまなう経費が多いことから、設置工事について補助事業の対象にすることも考えられる（例えば、2020年度に工事を予定する府中の工事費予算は管理棟もふくめて2億1600万円である）。

- ・ 東京都に対しても、同様に要求することが求められる。

② 管理経費

- ・ 管理経費は、管理棟などの建築物の管理、圃場（畑、田など）の管理・運営、講習会

などのイベントの運営などの経費である。指定管理であれ、業務委託であれ、基本的な経費は以下に部類される。

- ◆ 人件費 スタッフの報酬、交通費など
- ◆ 管理棟など光熱水費
- ◆ 講習会、研修会の講師料
- ◆ 圃場の管理運営に要する器材、種子代など

都内の管理経費は、とりわけ人件費に格差がある。スタッフおよび報酬の充実も求めなければならない。

- ・ 指定管理か業務委託かは、管理棟がある場合は指定管理もありうるが、大差はない。いずれにしても、指定管理料や委託料の大半を占める人件費の増大が必要である。

③ 条例のあり方

- ・ 条例は、都市公園に位置づけるのであれば公園条例であり、都市公園以外であれば単独の設置条例である。公園条例であれば大規模な公園（基幹公園など）から規模の小さい街区公園など、多くの都市公園のうちの1つということになり、条例の中で農業公園の特徴を明確にすることは難しい。したがって、ホームページやパンフレットなどで設置目的を明確にすることは現に行われているが、要綱などに設置目的や明確にすること、事業内容等を明確にすることも検討課題になると思われる。
- ・ これに対して、三鷹市農業公園条例に明らかなように、単独の設置条例は設置目的や事業内容を条例に明確にすることができる。ただし、都市公園に位置づけることは、都市公園として計画決定されることになり、容易に廃止することができなくなる。つまり、制度として安定することになる。
- ・ くにたちはたけんぼは、借地であるために制度としては不安定である。何よりも、仮に相続などによって借地の返還を求められた場合、別の場所に農地を探さなければなくなる。借地による運営は農業公園に限らないので、何らかの制度改正が必要だと思われる。ただし、この不安定さがあっても、NPOらしい自由な運営は魅力的である。

④ まちづくりとの連携、農福連携について

- ・ 既述のように、農業公園の設置・運営は都市農業推進の観点から行われているが、都市公園に位置づけるところが多い。この場合、主管部署は都市計画・土木等の担当部署のところと農業担当部署のところに分かれている。したがって制度改正のところでは述べたことと同様に、両部署の共管にしながら、まちづくりと都市農業振興の連携を強化すべきである。
- ・ 農林水産省はかねてより、農福連携をすすめてきた。それは、「障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある」と考えられているからである。そのために、2015年度から補助事業の対象としている。

ただし 2020 年度予算の農福連携整備事業と農福連携支援事業をみると、補助対象には自治体が含まれていない（対象に地域協議会があり、構成員として市町村を含むこととされているが）。農業公園の運営は自治体が大半であることから、自治体も補助対象とすべきである。

Ⅲ 「都市農業推進政策」検討チーム

1. 「都市農業推進政策」検討チームの概要

- 1) 主 旨：食、環境、福祉、エネルギー、など、多角的・多面的な視点から都市農業・都市農地の保全、促進のための制度（モデル条例）案を検討し、提案する。

2) 検討ポイント

- 1) 農地の福祉的な活用
- 2) 体験型農園・農地の活用
- 3) ソーラーシェアリングによる農地の活用
など

3) メンバー

- ・ 伊藤 久雄（認定 NPO まちぽっと理事）
 - ・ 岩田 京子（埼玉県市民ネットワーク/吉川市議）
 - ・ 古池 初美（日野・生活者ネットワーク・元日野市議）
 - ・ 後藤 ゆう子（西東京・生活者ネットワーク/西東京市議）
 - ・ 小林 幸治（事務局：認定 NPO まちぽっと理事兼事務局長、市民政策調査会）
 - ・ 佐藤 悦子（小平・生活者ネットワーク/小平市議）
 - ・ 白井 和宏（市民セクター政策機構専務理事）
 - ・ 武内 好恵（東京・生活者ネットワーク/元多摩市議）
 - ・ 苗村 洋子（都議会生活者ネットワーク）
- アドバイザー
- ・ 大江 正章（㈱コモンズ代表）

4) 活動経過

- 第 1 回検討会議＋北沢俊春（前一般社団法人東京都農業会議職員）ヒアリングの実施
：2019 年 10 月 7 日（月）
- 体験農園及び農福連携などの視察及びヒアリングの実施（生活クラブ農園・あきる野及び東京都立あきる野学園、NPO 法人あきる野市障がい者就労・生活支援センターあすく）
：2019 年 10 月 28 日（月）
- 第 2 回検討会議：2019 年 12 月 3 日（火）
- 学校給食に関する調査の実施：2020 年 2 月～
- 小平市・学校給食における地場農産物利用促進に関する視察及びヒアリング
：2020 年 2 月 10 日（月）
- 第 3 回検討会議：2020 年 3 月 16 日（月）
- 第 4 回検討会議：2020 年 8 月 31 日（月）
- 東京都産業労働局農林水産部食糧安全課ヒアリング：2020 年 9 月 15 日（火）

